

愛知県立大府東高等学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、大府東高校ではいじめを絶対に許さないという毅然とした態度で対応にあたる。また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図っていく。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ対策委員会」について

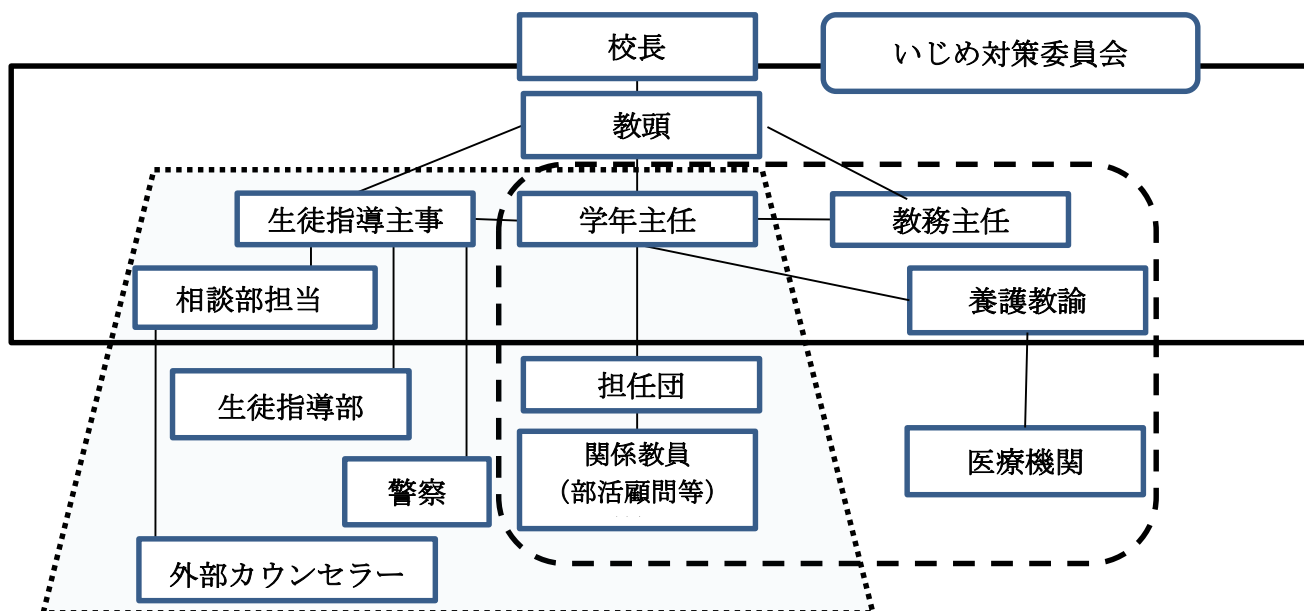
ア 委員会のメンバー

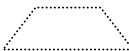

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、相談部担当、養護教諭
(必要に応じて、外部の専門家を加える。)

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

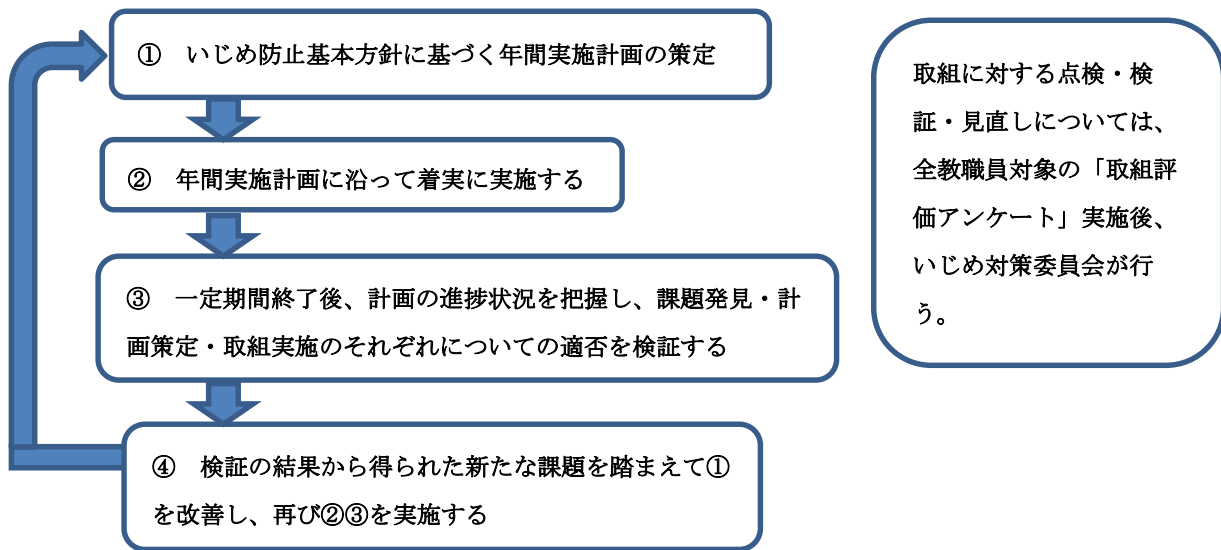
【組織図】



注)  は、いじめ行為と認知された事案に対して指導・支援と再発防止をするチーム。
 は、いじめ行為が疑われるも、すぐに認知することが難しく、しばらく経過観察・見守りを要する事案に対して支援をするチーム。

(2) 「いじめ対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCA サイクル）



イ 教職員への共通理解と意識啓発

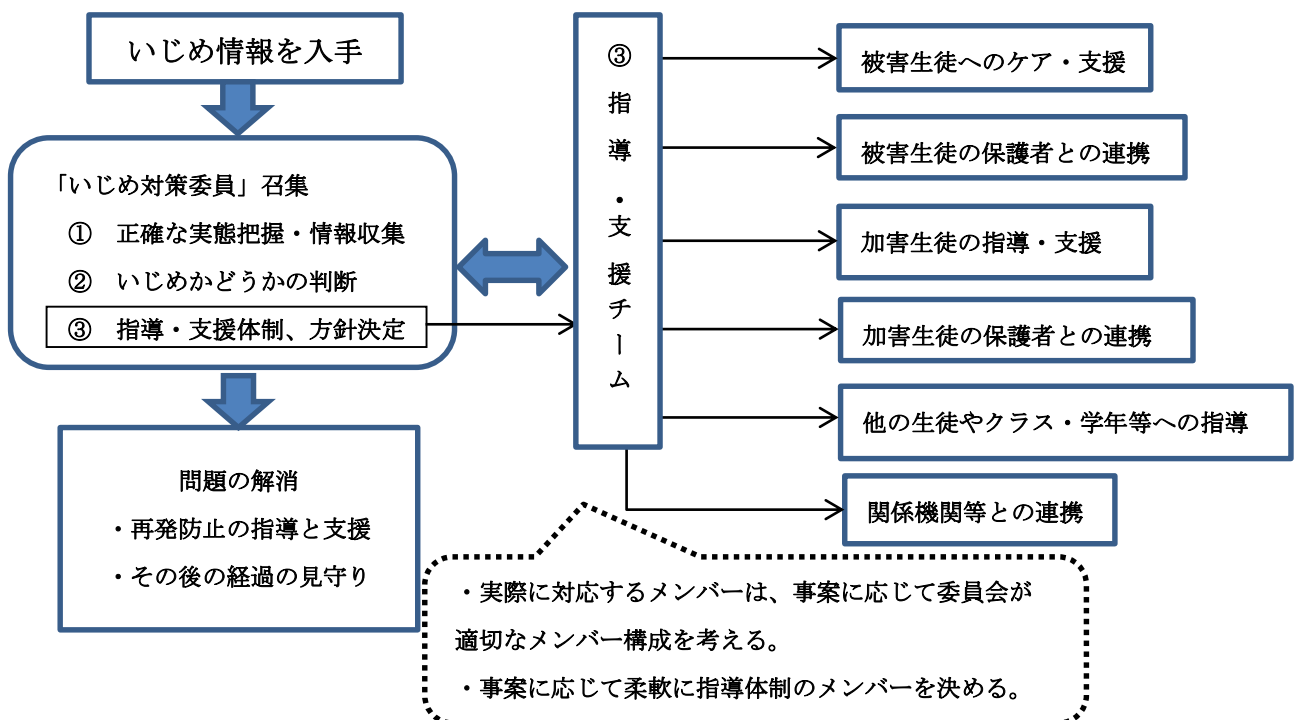
- ・年度当初の職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修等を活用し、「いじめ・不登校・人権」をテーマとした講話を実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

いじめの疑いがあるという情報を入手した場合は、「いじめ対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、正確な実態把握・情報収集に努め、いじめであると判断した場合は、被害生徒のケアや支援、加害生徒の指導や支援、問題の解消まで、この「組織」が責任をもつ。



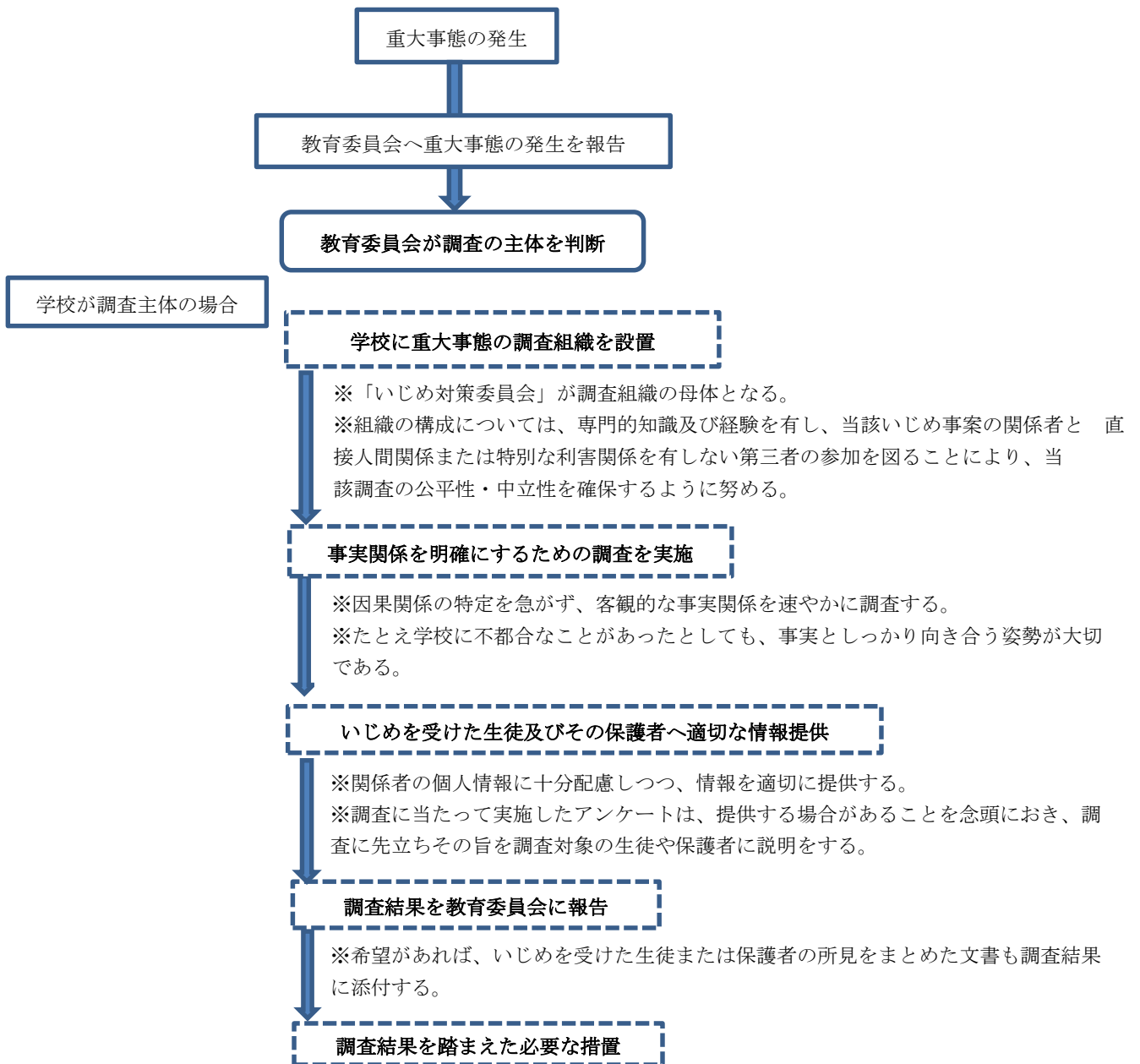
オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、下図の「重大事態対応流れ図」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(注) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



III いじめの防止等に関する具体的な取組について

公開授業週間の設定（わかる授業の推進）	教育相談の充実
生活実態調査の実施	人権、情報モラル講話の実施
いじめ実態調査アンケートの実施	交通立哨の実施
いじめ報告書の作成（いじめの情報共有）	ボランティア活動の実施
個人面談の実施	あいさつ運動の実施
健康調査の実施	地域清掃活動の実施

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、規律指導の確立、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p> <p>オ 定期的な「いじめ実態調査アンケート」（年2回）の実施やいじめ報告書（年2回）の配布を通じて、いじめの抑止を図る。</p>	<p>○体験活動、インターンシップの充実 【進路指導部・特別活動部・生徒指導部】</p> <p>○わかる授業を目指した「授業改善」→公開授業週間を設定（年2回：6月、11月） 【教務部】</p> <p>○いじめ実態調査アンケートの実施（年2回：7月、11月）【生徒指導部】</p> <p>○いじめ報告書の作成・いじめ事例の情報共有（年2回：7月、12月） 【生徒指導部】</p> <p>○個人面談の実施（年2回：4月、10月） 【各学年会】</p> <p>○保健観察の実施（4月～）【保健部】</p> <p>○生活実態調査の実施【教務部】</p> <p>○人権週間での取組 →人権講話、いじめ防止標語及びポスターの作成と掲示（12月） 【総務部】</p> <p>○情報モラル講話（年1回） 【生徒指導部】</p> <p>○清掃活動・交通立哨・地域巡回の実施 【特別活動部・生徒指導部・保健部】</p>	<p>○公開授業（年2回：6月、11月）</p> <p>○学校見学会（年2回：8月、10月）</p> <p>○学校行事・授業の公開</p> <p>○生徒・教職員と協同したボランティア活動等の実施（0の日：交通立哨、学期に1回の地域清掃活動、年6回のあいさつ運動）</p> <p>○保護者・地域と協同したボランティア活動等の実施（年2回：保護者との地域行事巡回指導、年2回：保護者との交通立哨、地域清掃活動、花壇づくり年2回）</p> <p>○保護者会（年2回：7月、12月）</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「いじめ実態調査アンケート」（年2回）、教育相談の充実を図る。</p>	<p>○いじめ実態調査アンケートの実施（年2回：7月、11月）【生徒指導部】</p> <p>○個人面談の実施（年2回：4月、10月） 【各学年会】</p> <p>○教育相談活動の周知 【生徒指導部・保健部】</p>	

<p>いじめ に対する 措置</p>	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の理解・協力、警察署等、専門家や関係諸機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応（Ⅱの（2）エ「いじめに対する措置（いじめ事案への対応）」参照</p> <p>【「いじめ対策委員会・生徒指導部」】</p>	
<p>点検・ 検証・ 見直し</p>		<p>○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施（年1回：12月）→その後、「いじめ対策委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。→職員会議で報告をする。</p> <p>○学校評価の評価項目とし、「中間評価」（9月）及び「自己評価」（1月）を行い、「いじめ対策委員会」でその結果を検証する。</p>	<p>○学校関係者評価委員会（2月実施）で「自己評価」の評価を行う。</p> <p>○保護者による学校評価を行う。</p>